

市立幼稚園預かり保育のしおり



一関市では、幼児教育の支援をはじめ、安心して子育てができる環境の整備と待機児童解消の一助として、すべての市立幼稚園で教育時間終了後、また長期休業期間中に在園児をお預かりする「預かり保育」を実施しております。

対象

一関市立幼稚園に在園する園児で、保護者または家族が仕事や病気、介護、または家庭の用事などの理由で保育が困難な場合対象となります。

実施日

月曜日から金曜日までの平日、長期休業期間中

預かり保育を実施しない日は、以下のとおりです。

- 日曜日及び土曜日、祝日
- 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- お盆（8月13日から16日まで）
- 年度末年度はじめ（3月29日から4月3日）
- 行事の振替による休園

※緊急時（気象警報等の発表、インフルエンザ等による閉鎖等）は実施を見合わせる場合があります。

実施施設

幼稚園名	所在地（連絡先）	電話番号
舞川幼稚園	一関市舞川字館ノ越 22-12	28-2112
真滝幼稚園	一関市滝口字水口 103-103	21-2156
赤荻幼稚園	一関市赤荻字桜町 237-2	25-4188

利用時間

- ① 平日は、教育時間終了後から午後6時まで
 - ② 長期休業期間中は、午前8時30分から午後6時まで
- ★完全降園の時間は午後6時です。時間に余裕をもってお迎えください。

保育の内容

異年齢の園児と一緒に遊び交流します。自由あそびをしたり、おやつを食べたり、お昼寝をしたり、お迎えの時間まで園で過ごします。

保育の種類

① 常時預かり保育

常に家庭での保育が欠ける状況で、月を通して、あるいは月のほとんどを預かり保育を利用する場合。

※おおむね月8日（8回）以上の利用が目安

② 随時（一日）預かり保育

突発的な事由の発生により家庭で保育に欠ける場合で、1日あるいは1週間程度の短期間預かり保育を利用する場合。

※おおむね月7日（7回）以内の利用が目安

保育料と支払い方法

預かり保育料 1日あたり 450円

保育料の支払い方法

毎月月末に利用回数を確認し、月はじめに保護者あて保育料納入の通知をします。保育料は各園で集金します。

※期日までにお支払いください。保育料の未払いがある場合は、預かり保育の利用はできません。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がはじまり、預かり保育を利用する方で、市から「保育の必要性の認定」を受けた方は、預かり保育料が無償となります。

無償となる額は ひと月あたり 利用日数×450円（上限1万2,300円）です。

無償化の対象にならない方は、預かり保育を利用する際、保育料がかかります。

「保育の必要性の認定」の申請については、幼稚園にお問い合わせください。

昼食とおやつ

従来どおり、お弁当は各家庭から持参となります。おやつは園で提供しますが、市販のものの提供となります。長期休業日の利用も同様となります。

※アレルギー等お持ちの方は幼稚園に事前にご相談ください。

利用申し込みと利用中止の手続き

利用を希望する方は、在園する幼稚園へ申し込みください。

① 「常時預かり保育」を希望する場合

- 令和9年4月から「常時預かり保育」の利用を希望する場合は、令和8年11月2日(月)から令和9年2月12日(金)までに各幼稚園に申込書を提出してください。

※2月13日以降も申請受付は行いますが、その場合、利用開始が遅れる場合があります。ご了承ください。

- 年度途中から常時預かりを希望される場合は、利用開始月の前月 25 日までに各幼稚園で利用申込みを行なってください。
- 利用を中止する場合は、中止届の提出が必要になります。幼稚園にお問い合わせください。

②「随時（一日）預かり保育」を希望する場合

- 預かり保育利用日の3日前までに各幼稚園に申込書を提出してください。
- 利用する都度、申込書の提出が必要になります。
- 緊急に預かり保育の利用が必要となった場合は、各幼稚園にご相談ください。

注意：年度はじめ等に「随時保育を1年間利用したい」という事前申請の必要はありません。
随時預かり保育を利用する場合は、利用する都度の申請となります。

その他

- 預かり保育を利用する際に家庭で準備する物、その他注意事項等は各幼稚園でお知らせします。
- 預かり保育の利用者は、利用日の迎えは保護者が行うことになります。また、長期休業期間中については、保護者が送迎を行うこととなります。

公立幼稚園「預かり保育」に関するお問い合わせは、

◆通園する幼稚園

◆健康こども部 児童保育課 入所入園係 Tel0191-21-2172（直通）
（一関保健センター1F）